

---

令和7年4月1日から  
下水道使用料を  
改定します

～ 盛岡市上下水道局 ～

# 内 容

- 1 公共下水道事業の現況
- 2 課題と改定の必要性
- 3 下水道使用料改定の概要



# 1 公共下水道事業の現況

盛岡市の公共下水道事業は、昭和28年の菜園排水区における着手が始まりであり、以来、市街化の進展に伴い、順次整備を進めてきました。

【令和5年度末現在】

## ● 公共下水道汚水処理人口普及率

90.1%

## ● 公共下水道管総延長

1,936,239m

## ● 汚水中継ポンプ場 6箇所（ほか雨水ポンプ場 5箇所）



## ● 北上川上流流域下水道

現在、盛岡市の下水の処理は全て流域下水道「都南浄化センター」で行われています。流域下水道は岩手県が事業主体であり、複数の市町の下水を処理しています。

処理に係る維持管理負担金は排出量に応じて、構成自治体それぞれの市町が負担しています。

下水道が整備されたことで、まちにあふれていた汚水は下水道処理場できれいな水にしてから川に放流されるようになり、下水道の整備によって生活環境が大きく改善されました。

そして、「建設・拡張」の整備中心の時代から「維持・更新」の管理運営の時代へ。



## ● 公共下水道事業の経営

盛岡市の公共下水道事業は、地方公営企業法に基づき地方自治体が経営する企業として運営されています。

そして、企業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、会計制度は企業会計方式を採っているほか、事業に必要な経費は経営に伴う収入（下水道使用料収入）をもって充てるという「**独立採算制**」を原則に経営を行っています。



## 2 課題と改定の必要性

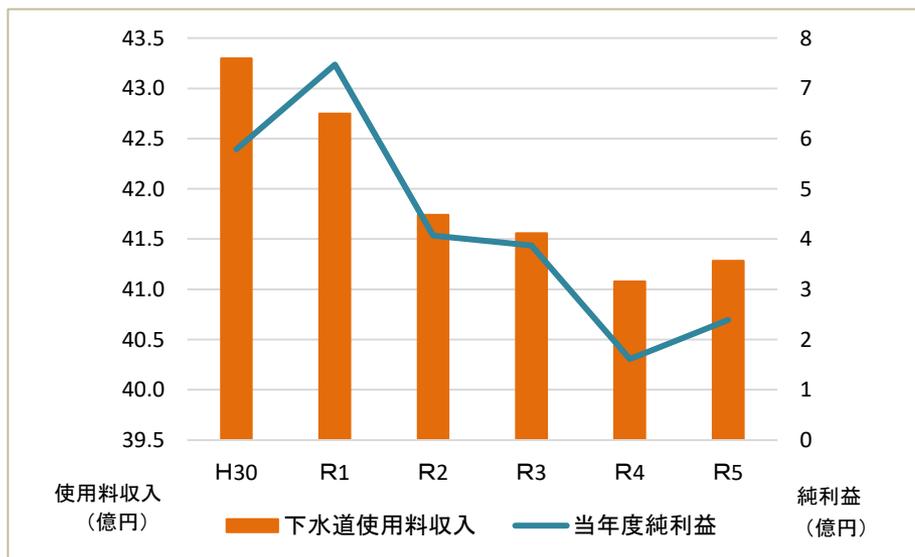
- 1) 課題① 使用料収入の減少
- 2) 課題② 施設の老朽化
- 3) 課題③ 災害等への対応
- 4) 課題④ 流域下水道維持管理負担金の増加
- 5) 改定の必要性



# 1) 課題① 使用料収入の減少

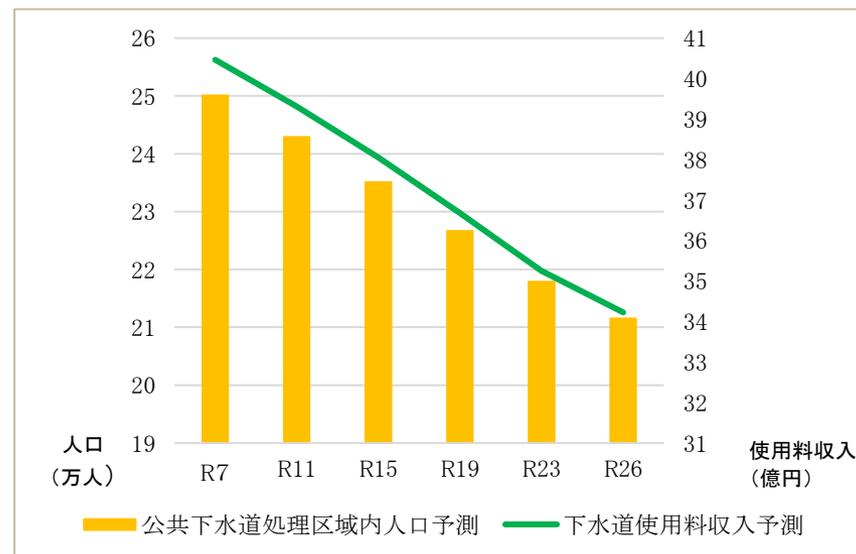
## ○ 実績

下水道使用料収入と純利益は減少傾向にあります。



## ○ 予測

人口減少にともない使用料収入が今後も減少します。



## 2) 課題② 施設の老朽化

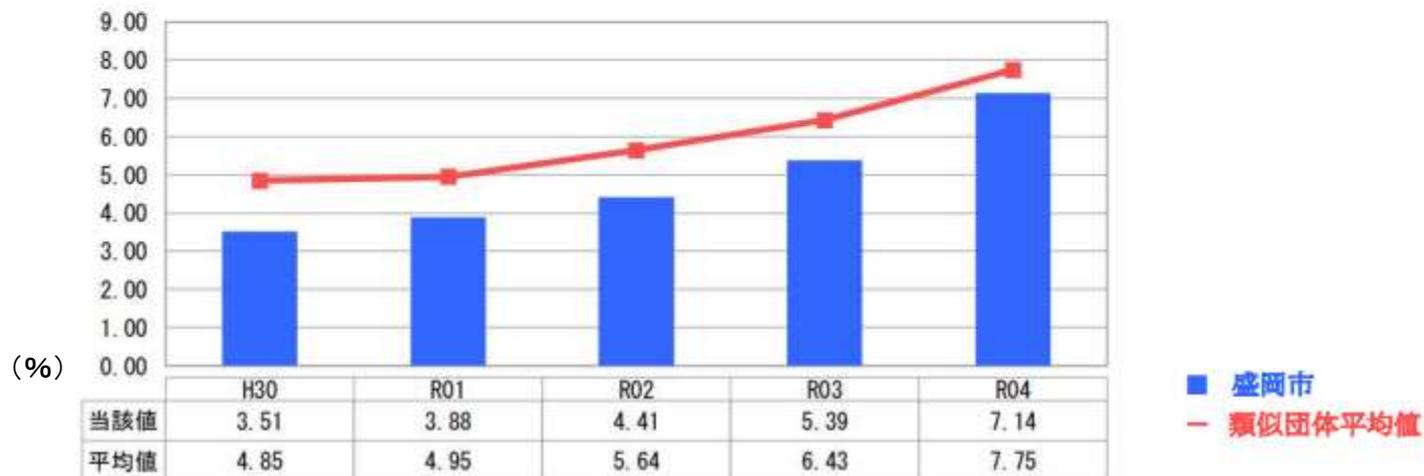
**膨大な公共下水道施設を有していることから、老朽化による維持管理費や更新経費の増加は今後も避けられない状況です。**

○ 法定耐用年数を経過した管渠が増えている。

【管渠老朽化率(%)】

$$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

- ・ 指標の意味 法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。
- ・ 盛岡市 類似団体平均値に比較して低い一方、年々上昇している。



### 3) 課題③ 災害等への対応

**本市の公共下水道施設の多くについて、施設の耐震化が完了していないことが今後の課題となっています。**

公共下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題として、トイレが使用できなくなるばかりか、下水道管の陥没やマンホール浮上による交通障害が発生するなど、市民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼします。

本市の公共下水道施設の多くについて、地震時に同等の機能を代替する手段がないにもかかわらず、膨大な施設の耐震化が完了していないことが今後の課題となっています。

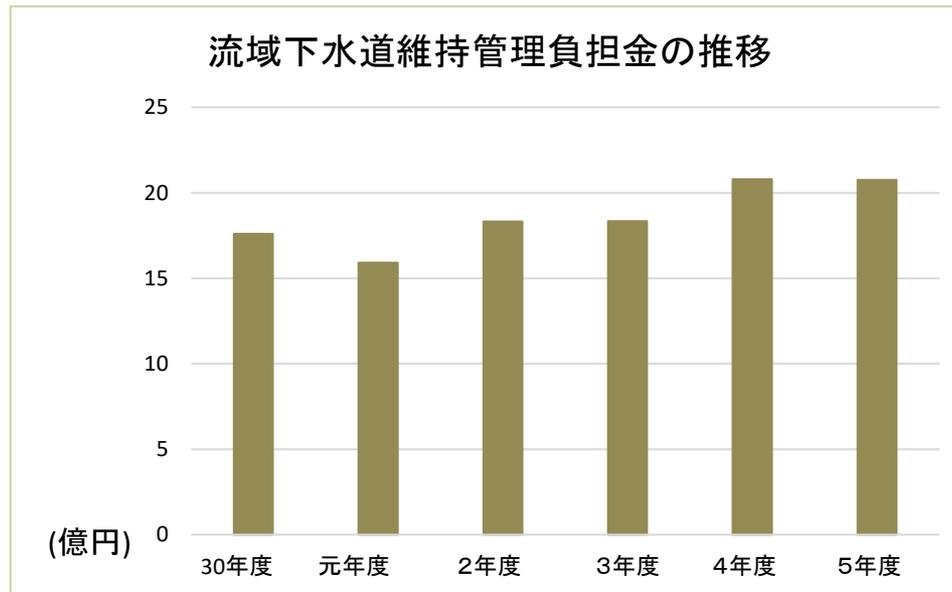
下水道のライフライン特性



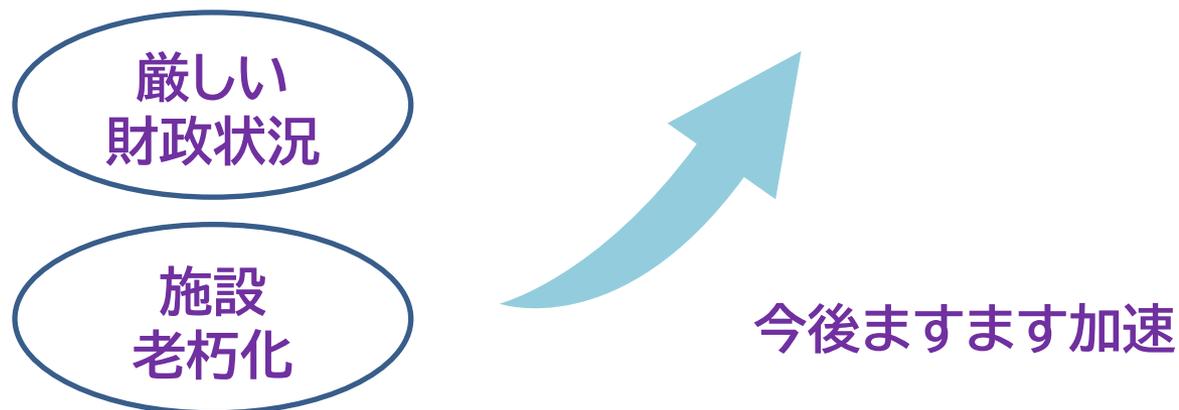
(国土交通省ホームページ)

## 4) 課題④ 流域下水道維持管理負担金の増加

北上川上流流域下水道は県が事業主体です。都南処理区として、盛岡市のほかに滝沢市、矢巾町、雫石町の公共下水道からの下水を処理しています。都南処理区の処理施設は、昭和55年から稼働しており、**今後見込まれる施設の老朽化による維持管理費の増加や、電気料金等の燃料費や薬品費の高騰などの影響による維持管理負担金の増額は、各市町の公共下水道事業の経営に多大な影響を及ぼすことが予測されます。**



## 4) 改定の必要性



公共下水道事業の経営状況や受益者負担の原則、  
公営企業の独立採算制の原則の観点から、

**下水道使用料の改定は避けられない状況と判断しました。**

# 3 下水道使用料改定の概要

- 1) 改定の基本方針
- 2) 使用料体系の考え方
- 3) 下水道使用料改定による効果

## 1) 改定の基本方針

- 改定時期 令和7年4月1日

- 平均改定率 24.7%

- 改定による経営効果

年10億円（税抜き）の収入増により、毎年度4億円程度の純利益の確保が可能となります。

- 使用料妥当性の検討

今後においては、現行使用料等の妥当性の検討を、4年ごとに定期的に実施します。

## 2) 使用料体系の考え方

### ● 改定の方向性

#### ① 基本使用料

税込995円から税込1,287円に引き上げます。これにより、使用料収入に占める基本使用料の割合を高めめます。

#### ② 従量使用料

一般汚水において水量区分及び単価を変更することで、人口減少及び世帯の小規模化に対応できる使用料体系にします。

#### ③ 家事用井戸水は、一般汚水の改定を踏まえて改定します。

## ● 改定後の使用料単価表

水道使用者

【 改定後 】（1 か月分：税込）

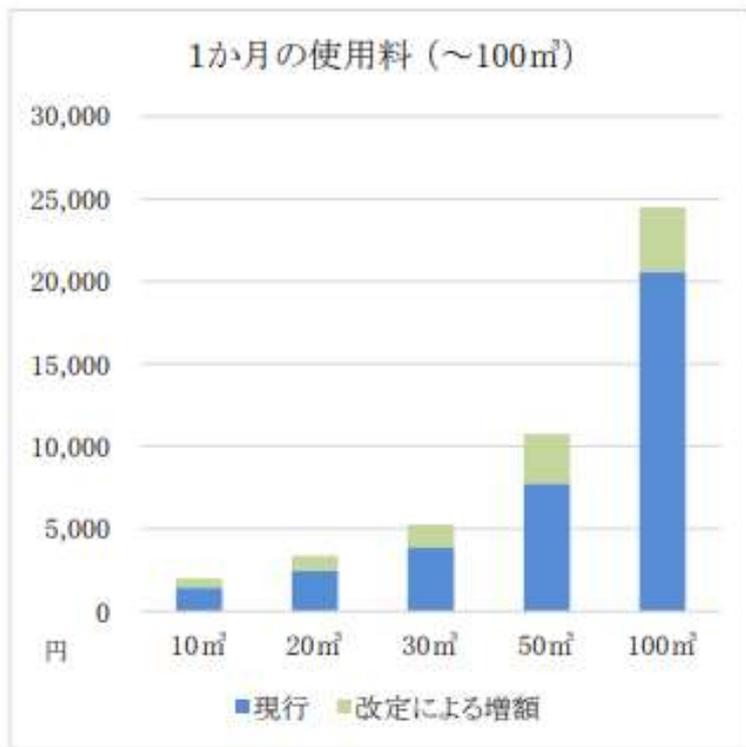
汚水の種別	基本使用料	従量使用料(1 m <sup>3</sup> につき)						
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段
一般汚水	1,287円	1～5 m <sup>3</sup> まで 66円	6～10 m <sup>3</sup> まで 77円	11～15 m <sup>3</sup> まで 132円	16～20 m <sup>3</sup> まで 143円	21～25 m <sup>3</sup> まで 176円	26～30 m <sup>3</sup> まで 198円	31 m <sup>3</sup> 以上 275円
公衆浴場汚水	1,287円	1 m <sup>3</sup> につき:28円						
臨時汚水	—	1 m <sup>3</sup> につき:376円						

【 現行 】（1 か月分：税込）

汚水の種別	基本使用料	従量使用料(1 m <sup>3</sup> につき)				
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般汚水	995円	1～10 m <sup>3</sup> まで 45円	11～20 m <sup>3</sup> まで 101円	21～30 m <sup>3</sup> まで 141円	31～50 m <sup>3</sup> まで 195円	51 m <sup>3</sup> 以上 257円
公衆浴場汚水	995円	1 m <sup>3</sup> につき:23円				
臨時汚水	—	1 m <sup>3</sup> につき:302円				

◆ 改定による現行との比較 (1か月分：税込)

水道使用者



使用水量	10 m³	20 m³	30 m³	50 m³	100 m³
現行	1,445	2,455	3,865	7,765	20,615
改定後	2,002	3,377	5,247	10,747	24,497
増額	557	922	1,382	2,982	3,882

(円:税込)

使用水量	1000 m³	5000 m³	10000 m³
現行	251,915	1,279,915	2,564,915
改定後	271,997	1,371,997	2,746,997
増額	20,082	92,082	182,082

(円:税込)

### 3) 下水道使用料改定による効果

令和7年度以降、収益的収支において純損失が発生するのを回避するだけでなく、次のような懸念される不測の事態に対応することが可能となります。

- **老朽化等にもなう緊急修繕**
- **災害等非常時の迅速な対応**
- **流域下水道維持管理負担金の急激な値上げ**

これからの下水道を守っていくために、皆さまのご理解をお願いいたします。

詳しくは、盛岡市上下水道局ホームページをご覧ください

URL

- 水量ごとの使用料を一覧で確認できる「水道料金・下水道使用料早見表」
- 井戸水使用者の下水道使用料
- 改定後の使用料の適用時期
- 改定に関するQ & A

ご意見・お問い合わせはこちらへ（担当：経営企画課）

●電子メール

[keieikikaku@city.morioka.iwate.jp](mailto:keieikikaku@city.morioka.iwate.jp)

●電話

019-623-1441

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●手紙

宛先：〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号  
経営企画課 行